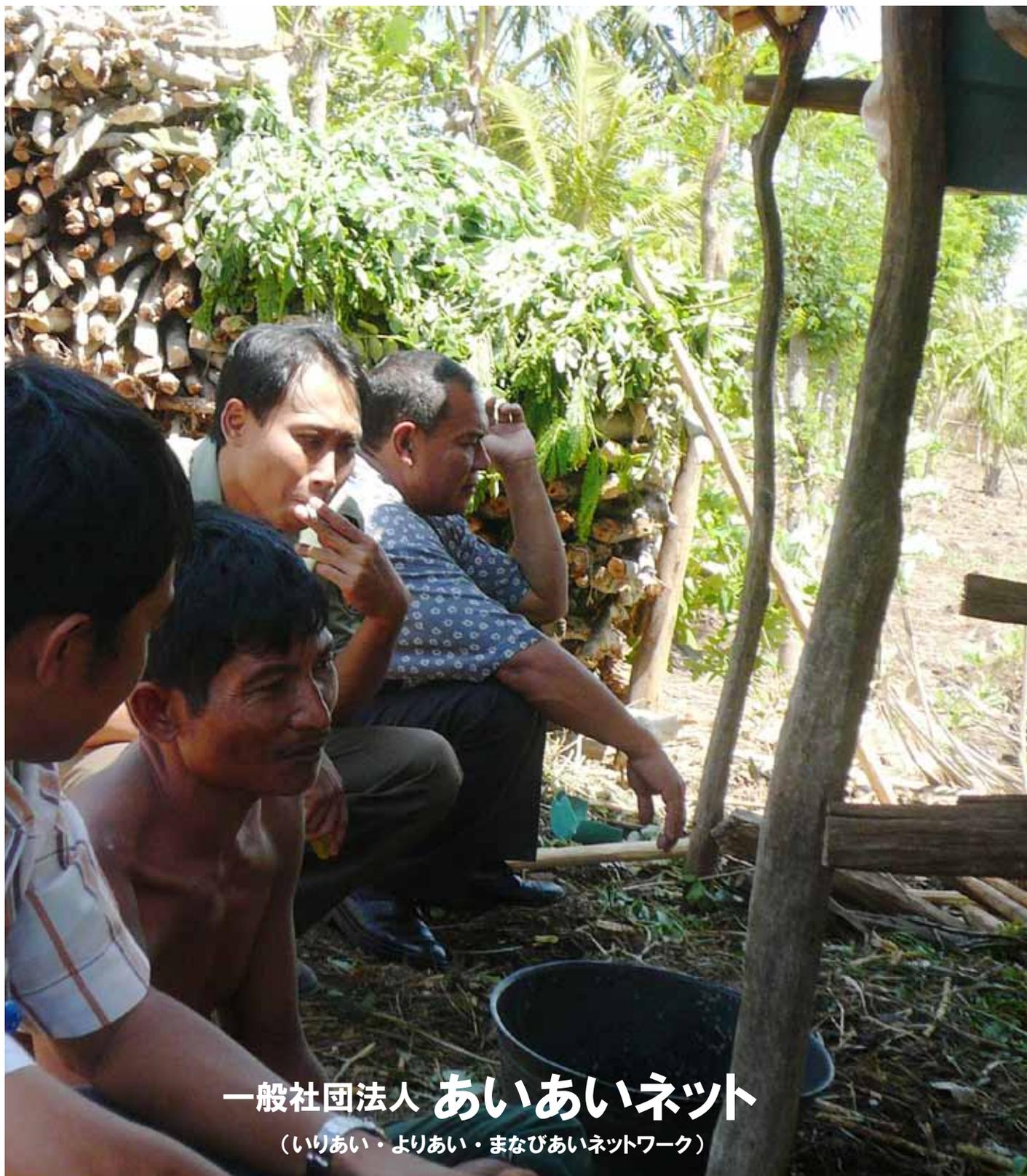




# 2009 年度 年間活動報告

(2009 年 7 月～ 2010 年 6 月)



一般社団法人 **あいあいネット**

(いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)

# 代表理事ご挨拶

報告書を読んでいただければお分かりだろうが、あいあいネットというNGOは、その規模の小ささにもかかわらず驚くばかりの活動をこなしている。わずかに事務局に職員一人とインターン一人を置くだけのささやかな組織が、これほどの活動になぜ手を出すのかとお思いの方もあるかと思う。

だが、よくそれぞれの活動の拠って立つところを見ると、それは一つに収斂する。それは自然の恵みを生きる糧として利用してきた人間の集団としてのコミュニティ、日本では「村」と呼ばれてきたものが、この現代でどのような意味を持ちどのような役割を担い得るのかということを探ることである。しかも、単に調べるといふことのみならず、常に私たちが対象とするコミュニティが直面している課題に解決策を見いだしていくという、実践的な使命を自らに課している。ある意味では恐れ多い行為であり、外部者として関わる己は何者かという問いかけを常に自らにしなければならぬしんどさを持つ行為である。だが同時に、それは息をのむような人と自然の境界の豊かさに身を置くことの喜びをもたらしてくれるものであり、原子の向こうに、生命と非生命の境界に、無限の世界を見いだすようになった科学の世界とある意味通じるところがある。このようなところに身を置くゆえに、だから私たちが心しなければならぬのは、日々の工夫と己の技術を磨くということを常にしながら、しかし継続していくということをお忘れしないことである。

思えば、外部者の私たちが連綿と続くコミュニティにわずか数年かかわるだけでそのコミュニティに何らかの実体を持つ変化を起こすことができると考えること自体、恐れ多いことである。それが不可能であると言っているのではない。しかし、それが常に可能であるというのもあり得ることではない。それは、たとえどのような方法論があろうとも、である。どんな試合にも勝つことができる、野球の方法論がないのと同じことである。

しかし、さりとて方法論があるのとないのとは、天地の開きがある。金とプロジェクトはないが、そんなものがなくともコミュニティに十分役立つだけの技術と方法論を持っているというのが、あいあいネットのような団体が持つべき矜持というものである。継続とは、そのようなものを確立していく過程があつてこそ成り立つ。そのような私たちの努力を、この報告書から読み取っていただければ幸いです。



一般社団法人あいあいネット  
代表理事 和田信明

## 目次

代表理事ご挨拶	2
あいあいネットの活動	3
2009年度概要	4
活動報告 いらあい交流	5
西部バリ国立公園プロジェクト	6
連続勉強会および関連した発信活動	7
地域に学ぶ研修事業	8
ファシリテーションに関する事業	10
その他の活動	11
2010年度活動計画	12
収支計算書	14
貸借対照表	15
付録一定款	16

### 表紙写真

村の人と話すプロジェクトチームメンバー  
『村の人と話す場所は集会場じゃない。村の人がいる牛舎や畑にこちらから出向かないと、村の人と友達になることから始めるんだ。』  
(インドネシア、西バリ)

# あいあいネットの活動

世界も日本も悩みは「共通」－そう気づいた時、新しい取り組みがはじまりました。

経済的な豊かさを求める中で私たちが手放したものの、  
それは人と自然、人と人がつながって暮らす私たちの居場所－コミュニティ

そのコミュニティの崩壊が危ぶまれているのは、実は日本だけではありません。  
身近な自然が荒れていく、都会に出たら帰ってこない若者、元気のないマチやムラ…。  
アジアやアフリカ、世界の各地に同じ悩みを抱えた人々がいます。

「同じ悩みを持った仲間同士、解決に向かって学びあい、刺激しあうこと」

これが、これからの新しい国際協力の形だと、私たちあいあいネットは考えます。



## いりあい・よりあい

手がかりにした、地域づくり

いりあい（地域資源の共同管理）とよりあい（住民の自治）は、コミュニティを守りつっていく「地域力」のカタチ。いりあい・よりあいを手がかりに、その土地に住む人自身が自分たちで考え、実践する地域づくり活動を応援しています

## 経験交流や研修を通じた まなびあい

地域の現場に関わる人たち同士、国境、世代、職業など、いろいろな壁を超えたまなびあいを通して、新しい力やアイデア、活力を生み出します。

## ～あいあいネット名前の由来～

団体名のあいあいネットは、「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」を略したものです。「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」は私たちの目指すもの、大切にしたいものを表すキーワードです。



## コミュニティに関わる仲間とのつながり (ネットワーク)づくり

地域に関わる活動をする様々な人々の間での、ゆるやかなまなびあいのネットワークづくりをしています。それぞれの活動を伝え、まなびあうことで、夢や可能性が拓けてくると考えています。



## <主な活動>

- ◆いりあい交流：インドネシアと日本の山村の経験をつなぐ
- ◆西部バリ国立公園プロジェクト：国立公園周辺の村の暮らしと自然の共存をはかる
- ◆地域に学ぶ研修事業：日本の地域づくりの現場を訪ね、世界の実践家たちと学びあい
- ◆ファシリテーションに関する事業：ファシリテーションに関する情報発信と勉強会等の開催
- ◆地域づくりのお手伝い：カンボジア、ジンバブエ、インド、インドネシア、そして日本
- ◆その他：講座や勉強会の開催、調査研究、出版活動等





# いりあい交流

## (1) 中スラウェシ・山の民の生活世界 ～映像記録の共同制作を軸とした山村文化の再評価と学びあい

本事業は、スラウェシ島中スラウェシ州の山村、トンブ村を中心に、中スラウェシ州の山の民が受け継いできた豊かな文化・慣習に学び、記録する試みです。中スラウェシのNGO「バンタヤ」と協働して、2007年11月に開始しました。

2009年はトヨタ財団からの助成の最終年度にあたり、プロジェクト成果の取りまとめを行ないました。

### ◆映像記録チーム

映像記録カメラマンの澤幡正範氏の助言のもと、インドネシア人メンバーがトンブの日常的な暮らしを撮影し、最終的には、①森の伐開儀礼、②陸稲の種まき、③陸稲の収穫、の3本を映像資料として編集しました。



バンタヤの事務所で映像の編集作業をする、メンバーのダフィット氏と澤幡氏

### ◆文章・絵による記録チーム

映像で記録・表現することが難しい儀礼の意味内容や社会的・歴史的背景、集落の地図や景観、儀礼に用いられる道具の数々、焼畑の配置図などを文章と絵によって記録しました。現在、文章と絵から構成される小冊子と資料の編集を続けています。



イラストレーター・岩井友子氏の助言を受け、インドネシア人メンバーのジャック氏が描いた「トンブの出作り小屋」

(トヨタ財団研究助成)

## (2) 日本の山村での活動

昨年度に引き続き、滋賀県を中心に「くらしの森」づくりをめざす「火野山ひろば」の活動、および京都大学による実践型地域研究の活動に増田、島上が関与し、滋賀県高島市の針畑、棕川、および長浜市の余呉などで、焼畑の復元を軸に山の恵みを活かした生業づくりの可能性をさぐる活動を継続させました。

また、9月に滋賀県高島市で実施された、アジア5カ国（日本を含む）の交流事業（日本財団APIリージョナル・プロジェクト）に実行委員として関わり、日本の山村とアジアのコミュニティとのネットワークづくりに関与しました。



焼畑地での収穫作業  
(滋賀県長浜市余呉)



# 西部バリ国立公園プロジェクト

## 「西部バリ国立公園管理における地域コミュニティとの共存・協働関係構築」

あいあいネットは2007年7月より、インドネシア・バリ島西部の西部バリ国立公園で、周辺の村々が公園と共存し、生計向上と自然保護のために協働していくための関係作りを進めています。

前年度に引き続き国立公園職員によるプロジェクトチーム（チーム9）を対象にしたファシリテーター育成研修を実施しました。今年度はCommunity-based Issue AnalysisとAction Planをテーマに実施。ボゴール在住のエリザベス氏が研修メインファシリテーターとして継続して協力してくれています。またインドネシアのファシリテーター仲間、ハリム氏、アジス氏、ヤングワ氏がリソースパーソンとして協力してくれました。

### 2009年度ハイライト

#### ◆プジャラカン村での活動

対象村の一つプジャラカン村では、観察やインタビューを通じて村の課題を分析する作業を行ってきました。その結果、裏山の森林破壊が土壌流出や地力低下と飲料水供給の減少を招くという課題が浮かび上がり、村人と共有する準備をるところまで進みました。



村の人にインタビューする  
チームメンバー

#### ◆スンプルクランポック村での活動

スンプルクランポック村は当初対象村に入っていませんでしたが、バリ島固有の絶滅危惧種・カンムリシロムクという鳥の生息地に最も近接していることから、国立公園側も村人との活動に乗り出そうとしています。ここでのあいあいネットによる協力の可能性について、調査や話し合いを開始しています。



カンムリシロムク

#### ◆その他の動き

西部バリ国立公園プロジェクトに関連して、以下のよう動きがありました。

- ・ JICA 横浜ギャラリー展示「神奈川から世界へ！ - 神奈川発の国際協力 JICA 草の根事業活動紹介」 出展（2009年6月10日～7月8日）
- ・ JICA 横浜モニタリング調査団、プロジェクト地来訪（2010年1月初旬）
- ・ 西部バリ国立公園における日本の協力活動についてのパンフレット（日・英・インドネシア語）作成の協力（制作：JICA）



# 連続勉強会および関連した発信活動

あいあいネットが重視してきた「いりあい（共有資源の共同管理）」と「よりあい（住民の自治）」について、現場からの発信と学びあいをより深めるため、連続勉強会を行ないました。

「シリーズ 森・ひと・暮らし」というタイトルで、9月の横浜国際フェスタでの勉強会、10月の西部バリ国立公園所長来日時での報告会、そして11月の和田代表理事による勉強会の3回を開催しました。

左記に加え、法人化を記念して「語りあう集い」を7月26日、ギャラリー「ゆうど」を会場として行ないました。あいあいネットのこれまでの活動を報告するとともに、今後の方向性についてざっくばらんな話し合いを行ないました。

また「JICA 研修ミニ報告会～研修員の目から見た、日本のマチやムラ～」と題してあいあいネットが受託した JICA 東京の研修に関する報告会を10月10日、事務所にて開催しました。



横浜国際フェスタでの勉強会



語りあう集い



西部バリ国立公園所長のバンバン氏



語りあう集いの会場、ギャラリー「ゆうど」



# 地域に学ぶ研修事業

地域づくりに関わる人たち同士をつなぎ、学びあいのプロセスを促進するため、下記のような研修事業を行ないました。

## (1) JICA 研修の受託

### ◆「住民主体のコミュニティ開発」

2004年～2007年にかけて実施された「市民社会活動の促進とコミュニティ開発」研修を引継ぎ、2009年度から新たに「住民主体のコミュニティ開発」というタイトルでJICA研修を3年間実施することになりました（JICA東京所管）。



地元学の実習。水のゆくえを追いかける  
(熊本県菊池市)

2009年度は12カ国15名が参加し、8月24日～9月16日の日程で実施。コミュニティやファシリテーションに関するワークショップのほか、フィールドワーク先として熊本県菊池市の「きらり水源村」「ふるさと菊池水源交流館」を訪れて、地元学や「集落点検」の手法を取り入れた実習、ホームステイも行ないました。



実習の結果を地域の方々に発表する研修員  
(熊本県菊池市)

### ◆「国立公園協働管理」

インドネシアの技術協力プロジェクト「生物多様性保全のための国立公園機能・人材強化プロジェクト」の本邦研修「国立公園協働管理」を受託して、3名の研修員を3月8日～19日まで受け入れました。プロジェクトリーダーの専門家による要請に従い、釧路湿原や知床半島、富士山麓（田貫湖）でフィールドワークを行なうとともに、環境省関連の事務所や関連団体・施設を訪問し、日本の国立公園協働管理について学ぶ機会を提供しました。



自然保護官の案内で釧路湿原を見学（北海道釧路市）

田貫湖ではふれあい自然塾を訪問する（静岡県富士宮市）



## (2) 「住民主体のコミュニティ開発」フォローアップ

「フォローアップ」事業は、(1) の JICA 研修コースの帰国研修員が地元で起こすアクションやプロジェクトに対して支援を行ない、地元の状況に即したコミュニティ開発がより活発に行なわれるようになることを目指すものです。2009 年度は以下の活動を行ないました。

### ○メールリングリストによる情報交換の促進とメールマガジンの発刊

帰国研修員の間でメールリングリスト (ML) を構築し、自由な情報交換の場とするとともに、日本側からの発信 (研修関連情報、日本の事例紹介等) も行ないました。

### ○コミュニティ開発と市民社会活動に関するニュースレターの作成・配布

昨年度に引き続き、「Community Facilitation & Mediation」ニュースレターを英語で作成し、主に帰国研修員に向けて年 3 回発行・配布しました。

### ○コミュニティ開発に関する教材作成

帰国研修員が活動をより良い方向に進め、同僚や周囲からの協力も得られるよう、手助けとなる 4 冊の英文教材を作成しました。内容は以下の通りです。

- Book1 「Outsiders Saho in Community Development」
- Book2 「Facilitation - its principle and skills」
- Book3 「JIMOTOGAKU - Annotated textbook for practitioners overseas」
- Book4 「A Guide for Soft Approach in Community Development」

## (3) その他の研修への協力

JICA が実施するコミュニティ開発に関連する研修に協力するとともに、前年度に引き続き FASID (国際開発高等教育機構) が実施する NGO デュプロマコースや NGO が実施する研修等に、ファシリテーターや講師の形で協力しました。主なものは次の通りです。

- ・ JICA 大阪 「実践的参加型コミュニティ開発」 課題別研修
- ・ JICA 筑波 「持続的農村開発」 課題別研修
- ・ JICA 東京 「パプアニューギニア国総合コミュニティ開発」 プロジェクト本邦研修
- ・ JICA 大阪 「(ベトナム) 中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト」 本邦研修
- ・ JICA 大阪 「(ペルー) 地方自治体における地域開発事例紹介」 国別研修
- ・ JICA 東京 「(コンゴ民主共和国) 住民参加型都市開発の促進」 国別研修
- ・ FASID 「NGO デュプロマコース」 2 学期
- ・ (特活) 地球市民の会 「地域づくりステップアップワークショップ」
- ・ (特活) アジアコミュニティセンター 21 「日比 NGO ネットワーク」 ワークショップ
- ・ (財) 自治体国際化協会 「国際協力活動ステップアップワークショップ」
- ・ (社) 日本ユネスコ協会連盟 「世界寺子屋運動」 担当者ワークショップ
- ・ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 「大学院教育改革支援プログラム：研究と実務を架橋するフィールドスクール」 (研修講師)



竹で作られた水路に関心を寄せる研修員 (熊本県水俣市)  
- JICA 筑波研修



地元の人と外部者が一緒になって町を歩いてみる (佐賀県)  
- 地球市民の会ワークショップ



自治体職員や NGO 職員、大学生、研究者など 41 名が参加 (東京都)  
- 自治体国際化協会ワークショップ



# ファシリテーションに関する事業

## (1) マスターファシリテーター講座

あいあいネットでは2007年度から、独自事業として参加型開発研究所と共催で「マスターファシリテーター講座」を開講しています。2009年度は基礎編を2回実施しました。

また(特活)ソムニード主催、参加型開発研究所とあいあいネットが共催となって、マスターファシリテーター講座上級編「高山特別コース」も実施しました。



地域の方へのインタビュー  
(岐阜県高山市)  
- 高山特別コース

## (2) ファシリテーション教材とその活用

当会が制作を担当した「JICA 本邦研修におけるファシリテーション手法」という教材が7月に完成し、JICAの各センター等に配布されました。これをもとに、JICAの研修員受入事業に関わる関係者を対象としたワークショップが4月にJICA九州、同帯広、同横浜で開催され、ファシリテーターとして協力しました。



研修ファシリテーションワークショップ (JICA 横浜)

## (3) 「コミュニティ・ファシリテーション交流会」

コミュニティ・ファシリテーション (CF) 交流会は、国内海外の現場で、住民参加のまちづくり・参加型開発・持続可能な開発などに携わる人々が、相互の経験交流の中から共通課題を発見し、問題意識を語り合う中から、いわば「よそ者の地域作法」のあり方を考えようと始まった市民グループです。

2009年8月から、当会とNPO法人環境文化のための対話研究所 (IDEC) の有志が呼びかけ人となり、3回の準備会を実施しました。コミュニティ・ファシリテーションに関する内外の実践事例を学ぶ交流会を今後も引き続き実施する他、出版や研修事業へと発展させていくことを目指しています。

## その他の活動

### ○ スマイルリンク

「スマイルリンク（インドネシア名・Solidaritas Masyarakat Internasional untuk Lingkar Kerjasama Pemberdayaan = SMILE Link）」は日本とインドネシアの市民社会交流をテーマに取り組んでいるプログラムです。

今年は横浜国際フェスタでの出展を行ないました。当会にとって4回目となる本年は、会場での写真展示に加え、JICA研修で来日している各国からの研修員を連れて会場を回るボランティアを募集して、研修員との交流を図りました。



研修員 15 名とボランティア 16 名で横浜国際フェスタを見学

### ○ 国内外での新たな展開

JICA が実施した「パートナーシップセミナー」に当会専務理事がアドバイザーとして参加し、ベトナムの JICA 事業を視察し、JICA 事務所の方々と話し合いの場をもったことを機に、JICA が同国で実施するコミュニティ開発に関する様々な技術協力事業に対し、当会として何らかの協力ができるか、模索を開始しました。

国内においては、(特活) ソムニードの日本国内(高山)での活動に当会が何らかの形で協力する可能性について、話し合いを開始しました。

### ○ コンサルティング事業・翻訳事業

JICA のコンサルタントとしての資格審査申請を行い、参加資格を取得しました。早速インドネシア「生物多様性保全のための国立公園機能・人材強化プロジェクト」の短期専門家派遣に応募し、当会副代表理事を専門家として派遣しました。

このほか、住友林業株式会社の依頼を受け、インドネシア林業省の法令翻訳も行ないました。

### ○ その他の活動

他団体による、次のような活動に協力しました。

- JICA 環境社会配慮審査会 (審査委員)
- (社) 国際農林業協働協会・国際シンポジウム「食・農・暮らしと生物多様性」(パネリスト)
- 生物多様性条約市民ネットワーク「人々とたねの未来」作業部会 (部会メンバー)
- 龍谷大学「まちおこし論」ゲスト講義「地域に学ぶ、地域をつなぐーインドネシアと日本での活動経験から」(ゲスト講師)
- コモンズ研究会・マッキーン氏山中湖村再訪企画「コモンの教訓をつなぐ」発表『『いりあい交流』の取り組みから』(報告者)
- 甲南女子大学「異文化の中で暮らす」リレー講義「インドネシアと日本、山村の経験に学ぶ」(ゲスト講師)
- (特活) 国際協力 NGO センター「生物多様性 COP10 に向けた第 1 回研究会」(問題提起者)
- (特活)「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 (ESD-J)「ESD × 生物多様性プロジェクト」(研究・編集ワーキンググループメンバー)
- 華・HANA・Bulaklak の会「特別講座」(ファシリテーター)



外国籍配偶者とその家族の日頃の思いを聞くー華・HANA・Bulaklak の会「特別講座」

### ○ 組織と広報

- 法人化と収益事業開始にともない、「NPO 会計支援センター」の会計ソフトを導入し、パソコン上での会計管理を開始しました。
- 年次報告を発行。機関紙については年度内発行ができず、8 月発刊を予定しています。
- パンフレットを新たに作成しました。
- メルマガは 6 回発行。またブログも平均月 3 回のペースで更新しました。
- 法人化にともない、ロゴを新たに制定しました。



## ○ファシリテーションに関する事業

- ・コミュニティ・ファシリテーション (CF) 交流会  
国内外の現場で活躍するファシリテーターによる勉強会の開催。
- ・マスターファシリテーター講座
- ・ファシリテーション教材とその活用

## ○その他の事業

- ・国内外でのあらたな展開
  - ① 東京の事務所を郊外に移転し、あいあいネットが地域と継続的な関係を結んでいく端緒とする。
  - ② より継続的な活動展開を目指し、インドネシアでのNGO登録を進め、現地に事務所を置く事も検討していく。
- ・コンサルティング事業・翻訳事業  
財政基盤を強化し、より持続的な事業を行なえるよう、国際協力の場におけるコンサルティング活動等を進める。

## ○組織と広報

- ・あいあいネット中期計画の策定
- ・事務局員の増員
- ・機関誌、年次報告書の発行
- ・メールマガジンとブログの継続
- ・ホームページのリニューアル

2009年\*アラカルト



南国インドネシアから猛吹雪の北海道へ。  
慣れない寒さに四苦八苦の研修員。



左から、パラグアイ、モロッコ、コロンビア、ウガンダ、  
パキスタンから来た研修員



西バリ、プロジェクトチームメンバー

# 収支計算書・予算書

2009年度収支計算書（2009年7月1日～2010年6月30日）

2010年度収支予算書（2010年7月1日～2011年6月30日）

（円）

科 目	2009年度決算	2010年度予算	備 考（2010年度予算関連）
（資金収支の部）			
I 経常収入の部			
会費収入			
正会員会費収入	160,000	200,000	
賛助会員会費収入	25,000	50,000	
会費収入計	185,000	250,000	
事業収入			
委託事業収入	11,392,967	22,000,000	JICA 研修 5 件 1200 万、CFET 短期専門家 750 万、その他 250 万
自主事業収入	1,669,644	650,000	7/27 講座 50 万、CF 交流会 10 万、その他 5 万
事業収入計	13,062,611	22,650,000	
補助金等収入			
助成金収入	3,879,094	6,000,000	西バリ（JICA 草の根 400 万、その他 100 万）、いりあい交流 100 万
補助金等収入計	3,879,094	6,000,000	
寄付金収入			
寄付金収入	509,000	300,000	
寄付金収入計	509,000	300,000	
雑収入			
受取利息	1,502	2,000	
雑収入	33,000	30,000	
雑収入計	34,502	32,000	
経常収入合計	17,670,207	29,232,000	
II 経常支出の部			
事業費			
JICA 研修費	3,333,742	10,000,000	事務局給料 70% 含む。
JICA 研修フォローアップ費	3,175,904		
JICA ファシリテーション教材開発費	1,787,464		
その他委託事業費	11,570	8,000,000	専門家直人費、事務局給料 15%、パソコン 1 台含む
西バリプロジェクト費	3,807,534	4,800,000	
いりあい交流プロジェクト費	2,216,485	1,000,000	
マスターファシリテーター講座費	180,940	200,000	
自主勉強会費	7,710	20,000	
その他の自主プロジェクト費	872,416	50,000	
事業費計	15,393,765	24,070,000	
管理費			
給料手当	2,710,000	1,770,000	事務局給料 15%、+ 新人 1 名半年分
法定福利費	386,309	600,000	事務局+新人 1 名半年分
会議費	19,426	40,000	
通勤交通費	73,084	120,000	
旅費交通費	278,714	400,000	
通信運搬費	95,178	280,000	引越し費用計上
広報費	5,000	50,000	
消耗品費	71,404	200,000	引越し関連費用含む
資料費	4,620	10,000	
水道光熱費	83,912	90,000	
賃借料	1,033,200	1,100,000	事務所移転を想定（4 月？）
保険料	15,640	20,000	
諸会費	15,000	20,000	
支払手数料	16,778	20,000	
租税公課	5,100	80,000	
雑費	88,706	100,000	
減価償却費	119,712	100,000	
管理費計	5,021,783	5,000,000	
経常支出合計	20,415,548	29,070,000	
経常収支差額	-2,745,341	162,000	
III その他資金収入の部			
その他収入			
基金収入	2,500,000		
その他収入計	2,500,000	0	
その他資金収入の部合計	2,500,000	0	
IV その他資金支出の部			
その他資金支出の部合計	0		
その他収支差額	2,500,000	0	
当期収支差額	-245,341	162,000	
前期繰越収支差額	2,083,585	1,838,244	

# 貸借対照表

2009年度一般社団法人の会計 貸借対照表

2010年6月30日現在

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
現金	16,038		
普通預金	4,349,980		
ゆうちょ振替口座	300,550		
未収金	263,075		
前払金	21,275		
仮払金	287,640		
流動資産合計		5,238,558	
固定資産			
什器備品	173,768		
保証金	240,000		
固定資産合計		413,768	
資産合計			5,652,326
負債の部			
流動負債			
未払金	370,771		
前受金	3,107,282		
預り金	30,029		
別途預り金	6,000		
短期借入金	300,000		
流動負債合計		3,814,082	
固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,814,082
正味財産の部			
基金合計		2,500,000	
一般正味財産合計		-661,756	
正味財産合計			1,838,244
負債及び正味財産合計			5,652,326

# 付 録

## 一般社団法人あいあいネット 定 款

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人あいあいネットと称する。

2 この法人の英文名称は i-i-network とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本およびアジア・アフリカ等の世界各地で住民主体の地域づくりに取り組む実践者たちをつなぎ、経験交流や研修及び共同調査等を通じて相互のまなびあいを促進することで、コミュニティの再生・発展に寄与する。それにより、国際相互理解を促進するとともに、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民主体の地域づくりに関する経験交流事業
- (2) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する教育研修・情報提供事業
- (3) 日本と世界各地における住民主体の地域づくりへの支援事業
- (4) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する調査研究・出版事業
- (5) 日本と世界各地で地域づくりに取り組む人々が作る生産物の普及は紹介事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人及び団体

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

- 2 代表理事は、正当な理由がない限り、前項のもの入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前 1 項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して 2 年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第 9 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第 11 条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出品品は、これを返還しない。

### 第 4 章 社員総会

(種別)

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(権能)

第 14 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併ならびに事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任および解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - 一．請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - 二．請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 16 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、

その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の一週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする時は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障がある時は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第18条 社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 社員総会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備えおく。

## 第5章 役員等

(種別及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く。

理事5人以上10人以内

監事2人以内

- 2 理事のうち1人を代表理事、1人を専務理事とする。また副代表理事を2人置くことができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の制限)

第24条 理事のうちには、各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(監事の制限)

第25条 監事が2名であるときは、一方の監事の配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該監事と次に掲げる特別の関係がある者を含む）である関係がある者が監事に含まれることになってはならない。

1. 当該監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
2. 当該監事の使用人
3. 前2号に掲げる者以外の者で当該監事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
4. 前2号に掲げる者の配偶者
5. 第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(理事の職務)

第26条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事はこの法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事および専務理事は毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前号の報告をするために必要があると認めるときは、監事は代表理事に対して理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(任期等)

- 第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第29条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第30条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第31条 常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

- 第33条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

- 第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事、専務理事及び副代表理事の選定および解職
  - (6) 事務局の組織及び運営に関する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第23条の責任の免除

(開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第4項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第39条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全委員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置く。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第42条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。

- 2 職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

- 第43条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。(基金の募集等)



## 一般社団法人あいあいネット役員一覧

代表理事	和田信明	(特活) ソムニード 代表理事兼海外事業統括責任者
副代表理事	島上宗子	京都大学東南アジア研究所 特任研究員
理事	長畑 誠	一般社団法人あいあいネット 専務理事 明治大学大学院 客員教授
	壽賀一仁	一橋大学大学院社会学研究科 博士後期課程
	功能聡子	ARUN 合同会社 代表
	増田和也	京都大学東南アジア研究所 G-COE 研究員
	山田理恵	(財) 日本国際協力センター 研修監理員
監事	中田豊一	参加型開発研究所 主宰 (特活) 市民活動センター神戸 理事長

(2010年6月30日現在)



一般社団法人あいあいネット (いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場 1-17-10 稲穂コーポ 2A

Tel / Fax 03-3204-1316 URL: <http://www.i-i-net.org/>